

事務連絡
令和2年3月5日

各都道府県
消費者行政担当部局 各位

消費者庁消費者教育推進課

新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の扱いについて

日頃より消費者行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、これらのイベントや学校給食で活用する予定であった食品が未利用となり、場合によっては、食品ロスとなるおそれがあります。

このような未利用食品について、食品ロスの削減の観点から積極的な取組が必要と考えております。

こうした状況を踏まえ、農林水産省においては、フードバンクへ未利用食品の提供を推進するため、全国の食品関連事業者からフードバンクへ提供することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、農林水産省から食品関連団体宛に別添の事務連絡が発出されております。

つきましては、各都道府県・市町村の消費者行政部局におかれましても、こうした未利用食品の有効活用について、必要に応じ食品関連事業者、フードバンク等と連携し、取組を促進していただくようお願いいたします。

上記内容について、貴管下市町村に対しても周知いただきますようお願い申し上げます。

(別添) 農林水産省発出「新型コロナウイルス感染症対策に伴う食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供について」

【問い合わせ先】

〒100-8958

千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 6階

消費者庁消費者教育推進課 担当:戸川、湯川、星野、橋本

Mail: no-foodloss@caa.go.jp

Tel: 03-3507-9244(直通)

事務連絡
令和2年3月4日

食品関連団体 各位

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品
についてのフードバンクへの情報提供について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、各種イベントの中止・延期や小学校・中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、これらのイベントや学校給食で活用する予定であった食品が未利用となり、今後の活用について検討されている食品関連事業者も多いのではないかと存じます。

このような未利用食品の最終的な活用手段の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組です。

農林水産省では、各食品関連事業者において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品で、今後の使用・販売が見込めないものについて、フードバンクへの寄附を推進するため、下記のとおり、各食品関連事業者からフードバンクに寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対しこれらの情報を一斉に発信する取組を行います。

つきましては、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、フードバンクへの寄附も含めて最終的に食用として活用できない場合には、飼料や肥料等へ再生利用（リサイクル）を推進していただくよう、併せて御周知願います。

記

1 食品関連事業者から農林水産省への情報提供

各食品関連事業者は、フードバンクへの寄附を希望する未利用食品の情報について、別紙様式に記入の上、メールで提出してください。

【提出先メールアドレス：loss-non@maff.go.jp】

※消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は対象となりません。

2 農林水産省からフードバンクへの情報提供

農林水産省は、毎日、各食品関連事業者の未利用食品の情報について一覧として集約した上で、全国のフードバンクに対し一斉メールにて発信します。

※未利用食品情報の一覧は、公表いたしません。また、フードバンクに対しても、情報管理に留意するようお願いしております。

3 フードバンクにおける食品関連事業者との寄附の調整及び実施

フードバンクは、農林水産省から提供された未利用食品の情報一覧をもとに、寄附を受けたい未利用食品がある場合、当該未利用食品を有する食品関連事業者に対して、直接連絡を行います。

食品関連事業者は、フードバンクから要望があった場合、受け渡し方法など具体的な調整を各自で実施してください。

その上で、お互いが寄附について合意した場合は、合意内容に基づき、未利用食品を寄附してください（個別の取引について、農林水産省は関与しません）。

4 食品関連事業者から農林水産省への寄附後の報告

食品関連事業者は、未利用食品の情報一覧に掲載した食品をフードバンクに寄附した場合、別紙様式により、農林水産省に報告してください。農林水産省は、食品関連事業者の同意を得た上で、寄附の実績を公表します。

5 留意事項

- ・食品関連事業者とフードバンクとの合意にあたっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づき、又は準じた取扱いを行ってください。（参照）農林水産省ホームページ＞5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



- ・未利用食品の情報一覧に掲載した食品の全てに、フードバンクからの要望があることを保証するものではありません。
- ・発信先となるフードバンクは、令和元年度フードバンク実態調査等により、農林水産省がメールアドレスを把握している団体であり、その活動内容等を農林水産省が保証するものではありません。
- ・本取組を起因としたトラブルについては、農林水産省は一切関与しません。

6 その他

- ・本取組に関する農林水産省からのお知らせは、省ホームページを通じて御連絡いたします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



- ・農林水産省では、ICT 等を活用して未利用食品の販売（シェアリング）を行うビジネスについて、省ホームページで紹介しています。これらのビジネスの活用も併せて御検討ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/business.html



(連絡先)

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当：三浦、佐藤、河原崎

電話：03-6744-2066